

平成23年3月24日
株式会社 中国銀行

公共債規定、投資信託約款の改定について

当行では、反社会的勢力との関係遮断にむけた取組みとして、平成22年4月19日(月)より、預金・貸金庫・夜間金庫の規定に暴力団排除条項を導入しております。

今般、この取組みの一環として、平成23年4月1日(金)より、公共債の規定および投資信託の約款を改定し、表明・確約に関する条項を盛り込みます。

以下、概要をお知らせいたします。

1. 実施内容

- (1) 公共債の規定および投資信託の約款を改定し、従来より導入済みの暴力団排除条項に加えて、新たに表明・確約に関する条項を盛り込みます。
- (2) 暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合等に、お取引を停止または解約させていただくことを定めた条項です。
- (3) 公共債および投資信託の口座開設の際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明・確約していただくことといたします。
- (4) 取引開始後に、上記(3)の申込時の申告が虚偽であった場合や、反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

2. お客さまへのお願い

この取扱いは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)等の趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みであり、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上